



2026 年 6 月 12 日に開催された

2026 年度臨時評議員会の概要をお知らせします。

<決議事項>

●評議員会議長の選定について

- ・定款第 23 条に基づき、評議員会の互選により議長を選定するため自薦・他薦を募ったところ、評議員会としてはこれからの 4 年間、協会ガバナンスをしっかりと監督することが極めて重要な役割であることから、議長にはこれまでの他競技団体での経験・知見がある尾縣評議員が推薦された。

【決議事項】

評議員会での互選により、尾縣評議員を評議員会議長とすることについて承認された。

【尾縣議長から就任挨拶】

バレーボールは日本のスポーツを動かし、リーダーになれる存在である。そして、バレーボール宣言を改めて読むと、「つなぐ力を世界に育む」ことから始まり、最後には、「スポーツ文化の未来を力強く切り拓いていく」と書かれている。まさしくこれがバレーボールに課せられた使命ではないかと思っている。私たちは、この宣言が成就するように、実現できるように、この評議員会の機能と役割をしっかりと果たしていきたい。4 年間よろしくお願いします。

<報告事項>

●評議員の役割について（菊地監事より）

新任評議員に向けて、評議員の役割について説明させていただく。公益財団法人の中で、評議員会が意思決定機関としては最高機関となっている。その評議員会を構成しているのが、評議員である。会社でいうところの株主総会にあたる機関となる。ただし財団法人であるため、人の集まりではなく、財産の集まりというところが違う点である。

○評議員の心得

「地位に伴う職責を果たす」「全ての評議員に義務と責任」「国民からの信頼を裏切らない」と 3 つある。例えば、「名前だけ貸したため、特に責任はとらない」というような言い訳は通用しないため、評議員という肩書きを背負った場合、報酬の有無に関わらず、評議員としての義務、責任が、法的にも発生する。

○評議員の義務・責任

「善管注意義務」「法人内での兼職禁止」「報酬等の定款による規定」がある。



善管注意義務とは、「善良なる管理者の注意を持って職務に当たることであるが、抽象的でよく分からない部分もあり、別の言い方をすれば、個人的には忠実義務と表現しても良いのではないかと思っている。組織のために、私的な立場を脇に置き、職務を担当することである。この善管注意義務には、守秘義務も含まれると考えて差支えない。評議員として話し合われた事項や資料内容に関する情報は慎重に取り扱っていただきたい。

○評議員会の権限として、「役員等の選任・解任」「定款変更」「計算書類の承認」「役員等の責任の一部免除」「合併の承認」が主にある。評議員会の権限について、行使できる項目は法令や JVA の定款に定められている範囲内であることから基本的に限定されている。法令、定款で定められていることを議決し、基本的にはそれ以外のことに限っては、例えば定款変更で範囲が広がるようなことがない限りは、権限が及ばない。限定的な解釈がここで行われている。その中で、例えば役員等の選任・解任、定款の変更がある。定款は日本バレーボール協会の憲法と言ってもいい位置づけとなっている。その変更の権限を、評議員会が持っていることこそが、公益財団法人日本バレーボール協会の中での最高権限を持っているという証左である。基本的にこの組織の根幹に関わることの権限を持っている。

○評議員個人としての権限として、「評議員会の招集請求」「評議員提案権」「理事・監事・評議員の解任の訴え」等の権限を保持している。罰則として「業務上横領罪」があることも確認いただきたい。

資料にある相関図上でも確認できるように、例えば、理事会で「評議員を選任・解任をおこなう規定を定款に設けよう」という話が出たときに、それは法的には認められない。なぜなら最高決議機関が、評議員を構成員とする評議員会であることから、それより下位にある、理事あるいは理事会が、選任・解任することは法的にも認められないことになっている。あくまでも評議員の選任および解任については、評議員選定委員会が行う形となっている。また、監事については、会社で言えば、監査役のイメージを持っていたらと分かりやすいと思うが、監事の選任・解任も評議員が権限を持っている。最高決議機関として、法人・組織に関わる根幹的な決定は評議員会で行う一方で、理事会は重要業務決定機関であり日常的な業務執行に関する決定は理事会が行っていく。

●職員紹介について

事務局組織図、職員一覧を元に、5 グループ（業務推進、ハイパフォーマンス、ビーチバレーボール、競技普及、マーケティング＆プロモーション）・V リーグ事務局の紹介に続き、各シニアダイレクター・チームダイレクターの紹介が行われた。

●財務状況について

○2025 年度決算



2025 年度の収入については 34 億 6,900 万円となり予算の段階から 7 億円ほど収入が増えている。費用については 30 億 6,700 万円であったため、最終着地点は黒字の 3 億 7,300 万円になった。経常収益については、協賛金収入、入場料収入（親善試合 4 試合）、放映権などで収益を得ている。また、経常費用については、加盟団体の法人化に対しての補助金として加盟団体交付金を開始しており、親善試合を行うことにより相対で出ていく費用もあるため、そういった部分で予算を上回っている項目もあったが、最終的には損益はプラスとなった。事業規模も 30 億円前後まで推移している。

公益認定にかかわる公益会計財務三基準の一つである公益目的事業比率が 50%以上に対して、85.69%となったため、公益会計財務三基準の「公益目的事業比率」はクリアしている。

○特定費用準備金

貸借対照表の中で、特定費用準備資金を積み立てており、2025 年度は年度当初に元々 3 億円を積み立てる予定をしていたが、今回、4 億円に近い黒字となったため、収支均衡を果たすために、追加で 4 億 5,000 万円の積み立てを行った。トータルで 7 億 5,000 万円を特定費用準備資金として積み立てることを 2025 年度の決算の中で承認を得ている。これにより、収支相償を判定する黒字額が、4 億 2,000 万円から最終的にマイナス 2,800 万円となることで公益会計財務三基準の「収支相償」はクリアする。なお、特定費用準備金については、以下のとおり使用目的が定まっている。

[2025 年度の特定費用準備資金の使途の内訳（7 億 5,000 万円）]

- ・ 100 周年記念事業：1 億円
- ・ 国内事業活性積立金 5,000 万円
- ・ ロサンゼルス五輪に向けて強化積立金：インドアに 3 億円、ビーチに 1 億円
- ・ ブリスベン五輪に向けての強化積立金：インドア 1 億 5,000 万円、ビーチ：5,000 万円

最後に、遊休財産額が公益目的事業の額を超えてはならない財務基準もあるが、遊休財産は正味財産から特定資産を引いた額となる。遊休財産は 6 億 4,300 万円となり、公益目的事業額の 26 億円を下回っているため、公益会計財務三基準の「遊休財産」もクリアしており公益事業としての継続性を担保している。

○2026 年度予算

予算については収入が 42 億円、費用が 47 億円として数字だけ見ると赤字のマイナス 5 億円でスタートしている。ただし、先ほどの説明があったとおり、特定費用の積立として、7 億 5,000 万円以外にも積み立てている資金があり、来年度は 5 億 4,000 万円を取り崩すことを前提としている。従って、予



算上は5億円に近い赤字ではあるが、特定費用の取り崩しにより、会計上は収支均衡に持って行ける予算組となっている。

昨年度よりも費用が大きくなっているが、これは予算編成上初めての取り組みとなっている。これまで予算をある程度抑えるかたちで収支均衡を目指していたため、拡大ではなく安定的な予算を組んでいたが、今年度については各部門に26年度で実施したい事業については、最初から要望を全部出してもらい、その中で予算調整を行うという企業的なやり方を導入した。単純予算でいけばマイナスではあるが、特定費用を充てることにより、事業規模の拡大に向けた予算編成にしている。

また、2026年度から公益会計基準が変わるため、その移行には手間を要することから、25年度中に前倒しの処理として、取り崩しと積立を行った。そのため、26年度からの新会計基準のもと、収支均衡予算で進めていく。

●事業内容について

2025年度の取り組みと今後の検討課題を踏まえ、事業方針として「代表強化」「競技普及」「マーケティング」「社会貢献」「組織改革」の5つを掲げている。これは中期経営改革の5本の柱と連動しており、今年度の重点項目についても「インドア・ビーチの目標達成」「MRS登録の推進」「事業収益の向上」「社会貢献アクションの遂行」「ガバナンス強化」の5点を掲げている。各部門・事業の具体的な事業計画については、別紙資料をお届けしているためその内容を確認いただきたい。

●前評議員からの意見書の共有および対応進捗報告について

これまで、評議員会からは3回にわたって意見書をいただいている。その背景としては、選手の国籍変更に関する報道を受け、第三者委員会も設けて色々調査を行った。その結果、評議員からはガバナンス体制の不十分さが原因ではないかという意見をいただいている。6月24日付けで提出された最初の意見書では、第三者委員会の結果を受けて、我々の方でガバナンス体制を検討していたタイミングで評議員会から、理事会に意見をいただいた。そのため、第三者委員会によるガバナンス体制の強化への指摘に対して、我々が対応した内容について回答しており、それ以降、様々なガバナンス体制の強化を図ってきている。特に、この時点では文書管理がしっかり出来ていなかった中で、外部にインテグリティに違反する上申書案なる文書が出てしまったため、その点については第三者委員会の中でも問題視されていたことから、文書管理についてはしっかり対策を取り、運用を行っている。併せて情報管理も始めていることについて記載している。

ガバナンス強化の取り組みの中には、新組織や規程による体制構築準備が必要であり、ガバナンス委員会を昨年7月に新設し、委員を決めて、様々な検討も始めている。

また、これまで職員に不祥事あった場合でも、月に一度開催されるコンプライアンス委員会で対応していたこともあり、問題が発生してもすぐに次に切り替えることができなかった。そのため、職員向けに



は懲戒委員会を新たに設け、早急に原因を追求し、区切りをつけて次に進める体制を取れるようにした。その他には、メンバーについては現在検討中ではあるものの、規律部会を設置した。試合で発生した問題への対応についても、コンプライアンス委員会に投げるかたちとなっていたが、それではタイミングが遅いこともあり、柔軟性を持たせるためにも、技術委員会も含め、委員会体制の整理を行った。なお、ガバナンス強化に向け、規定等も整備し、並行して教育等も行っていくことについても回答している。

1月の段階で2回目の意見書の提出を受けた。昨年末の週刊誌報道について、我々のほうで内部確認すると同時に、コンプライアンス委員会の委員等も含めて、原因や事実関係を確認して対応も取っている。

その後、4月に3回目となる最後の意見書をいただいた。これは3月に出された報道の件であり、昨年の第三者委員会で調べた中で、上申書案なる文書に対しての対応をおこなってきたが、我々が把握していなかった、もう1つの上申書と思われる書類が作成され、さらに法務局に提出されたという報道であった。我々のほうでも事実の究明に着手しているところではあったが、体制をしっかり整えるよう評議員からの要望が出された。そのため、今回は第三者委員会ではなくて特別調査委員会を設けることを決定した。既に我々のトピックスに載せているが、理由は1から調べ直すのではなく、前回の調査を踏まえた上でさらに真実を追求する対策を取っていくこととした。メンバーにはコンプライアンス委員長であり、これまでの経緯を把握した外部理事と、外部のコンプライアンスの専門の弁護士の2名を入れて、3名の体制で特別調査委員会を発足した。これは今民間企業で取る形となっており、第三者委員会よりも進捗が把握できるのと、意向に沿った調査ができること。直接介入できないが、ベクトル合わせができるという利点があるため、このような体制で進めていく。また、3人とも利害関係が我々とはない中立的な立場である。

この1年で報道にあった内容に対して、しっかりと区切りをつけるためにも徹底的に調査を行っていく。また、その調査結果を踏まえて、バレーボール協会として内部のガバナンス体制の強化に向けて、世間にもしっかり説明する対応を取っていきたい。

●役員等改選サイクルについて

来年、2027年度は理事の改選期を迎える。まずは会長の選定から入るため、会長選定の委員会がこの10月には発足する。そのあと、理事推薦の会長候補が承認された段階で、会長内定理事も含めた、理事選定委員会も発足していく。まずは会長選定委員会が10月に発足し、会長選定委員会で候補者の審議が行われ、会長候補者を1月の理事会内で承認を経て、2月に評議員会へ提案していく。同時に1月の理事会では理事選定委員会も発足する順番で進んでいく。

評議員会としては、決議前の懇談会にて選定経緯の説明を行う。その後、2月の臨時評議員会では会長



の内定理事（会長になっていただく前提の理事選任）の決議があり、理事候補者の選任については、来年6月の定時評議員会で選任決議をいただく流れになっている。

10月から半年以上かけて、来期の中で改選手続きを行なっていくため、選定の動きが始まることについて、承知いただきたい。改選期のサイクルについては2026年度が評議員、2027年度が会長・理事、2028年度が監事と順番に回り、毎年何かしらの改選が行われていくことを本日紹介させていただく。

●年間スケジュールの共有

2026年7月～2027年7月までの年間会議スケジュールについて共有が図られた。

●その他：前評議員会からの引継書について（尾縣議長より）

前評議員会からの引継ぎとして、1点目が「評議員懇談会の公的な位置づけについて」、2点目が「日本バレーボール協会のガバナンス、コンプライアンスの改善」となっている。前評議員会の中で結論に至っていない、未解決の部分について、協議を続けている項目を挙げている。次回10月の評議員懇談会で新体制による評議員懇談会の運営方法、頻度や内容について協議させていただきたい。また、引継書の取り扱いもしっかり協議したいと思っているため、また情報共有等を行っていきたい。

以上